



「第三者行為」により、国民健康保険を使って 治療をされた場合は届け出が必要です！

■ 第三者行為とは

第三者（自分以外の人）が原因でけがや病気の治療を受けることになった場合を指します。

主な例として、交通事故がこれにあたります。また、飲食店などの食中毒やけんかなどの傷害事件、他人の飼い犬に噛まれた場合などが対象となります。

※自損事故は第三者行為にはなりません
が、届け出をしてください。なお、飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

■ 医療費は相手（第三者）が負担

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、過失割合に応じて相手（第三者）が負担します。国民健康保険を使って治療を受けた場合は、一部負担金以外を国民健康保険が一旦支払い、後日、相手に請求することになります。

国民健康保険を使うときは
必ず市民生活課国保・年金係
へ届け出てください。



●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 令和3年度の保険料（税）減免の申請期限が迫っています！

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が見込まれる方は、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料が減免できる場合があります。

■ 減免となる要件（新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る）

- ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

- ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和2年の事業収入等の額の10分の3以上であること
- イ 世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

※介護保険料の減免はイの要件はありませんので、アとウの両方に該当する世帯となります。

■ 申請期限

- (1) 国民健康保険税……令和4年3月31日（木）まで
- (2) 後期高齢者保険料……令和4年3月25日（金）まで
- (3) 介護保険料……令和4年3月31日（木）まで

※申請期限を過ぎた場合は、免除申請を受付けることができません。
必ず期日までに申請してください。（郵送の場合は必着）



■ 減免の対象となる期間

令和3年度の保険料（税）のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

※申請に必要な書類や減免額の割合の詳細などは市ホームページをご覧ください。
下記までお問い合わせください。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973／保健課 介護・高齢者支援係 ☎75-4960
税務課 住民税係 ☎75-4977